

平成25年度 歌志内市教育委員会の 活動状況に関する点検・評価報告書(概要)

1. 点検・評価

(点検・評価の義務付け)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、教育委員会は、毎年、事務の管理・執行の状況について点検・評価を行い、その報告書を議会に提出するとともに、公表することが義務付けられています。

【地教行法第27条第1項】

また、その際、客観性を確保する観点から、教育委員会以外の学識経験者による知見の活用を行うこととされています。【同条第2項】

(歌志内市教育委員会の対応方針)

法律に基づき、主要施策に対する取組状況についての点検・評価を行います。

また、学識経験者で構成する外部知見を活用するため、既存の組織（各種委員）を活用しながら外部評価を行います。

2. 点検・評価報告書の構成

第1章 教育委員会の活動状況

教育委員会の開催状況、規則等の制定・計画の策定状況、教育委員会委員の活動状況、平成25年度予算の状況、教育関係者の表彰、内申事務等の状況、各種委員会の開催状況

第2章 教育の推進及び振興に関する事業の評価

(1) 幼稚園教育の推進

- ・豊かな情操を育て、自立心、社会性、基礎的生活習慣の習得により、人間形成の基礎を培う

(2) 小・中学校教育の推進

- ・外国青年招致事業を継続し、国際社会に対応できる豊かな人間形成を図る
- ・基礎的・基本的な知識や技能等の学力を確実に身につける教育活動
- ・児童、生徒に生命の尊さや心身の健康の大切さを認識させ人間力を育む
- ・安全・安心な給食の提供

(3) 社会教育の推進

- ・家庭教育に関する情報提供
- ・児童館行事をはじめとする各種教室、スポーツ・レクリエーション活動の実施
- ・青少年センターを中心とした関係機関、団体等との連携
- ・サークル活動をはじめとする自主的な活動の支援
- ・社会教育施設及び体育施設の効率的な運営と管理
- ・地域の教育力の再生

(4) 芸術・文化の振興

- ・市民の生活に根ざした文化活動の推進

(5) スポーツ・レクリエーション活動の充実

- ・市民スポーツ活動の促進